

## 伊予市地域組織活動育成事業費補助金交付要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 159 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、子どもたちの健全な育成を願って、保育所と連携しながら自分たちの力で地域社会に根ざしたボランティア活動を推進する地域組織（以下「クラブ」という。）が実施する事業に要する経費に対し、伊予市地域組織活動育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象クラブ)

**第 2 条** この事業を実施するクラブは、市長が別に定める。

(補助対象経費)

**第 3 条** 補助金の交付対象となる事業は、クラブ運営に要する経費とする。

(補助金の額)

**第 4 条** 補助金の額は、毎年度予算に定めた額を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第 5 条** 補助金の交付を受けようとするクラブは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第 6 条** 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）速やかにクラブに通知するものとする。

(事業の変更承認申請)

**第 7 条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けたクラブは、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

**第 8 条** クラブは、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

**第9条** 第6条の規定により、補助金の交付決定通知を受けたクラブは、補助金精算払請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

**第11条** 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 クラブは、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

**第12条** クラブは、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

**第13条** 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

**第14条** 市長は、クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

**第15条** クラブは、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。